

## 生徒手帳（P.127）掲載内容

### 気象警報発表時の措置について

京都市または京都府南部（京都市を含む）に『特別警報』『暴風警報』『暴風雪警報』のいずれかが発令されている場合

- A. 午前6時現在において解除された場合は、平常授業を行う。
- B. 午前6時を過ぎて午前8時までに解除された場合は、始業を1時間繰り下げて、午前9時40分SHR、午前9時55分より第2限の授業を行う。
- C. 午前8時を過ぎて解除されない場合は、臨時休校とする。

なお、京都市以外から通学している生徒で、その居住地域に『特別警報』『暴風警報』『暴風雪警報』のいずれかが発令されている場合は、自宅待機とする。

### 交通機関運休の場合の措置について

通常利用している交通機関が運休の場合は、可能な限り、他の交通機関を利用して登校すること。交通手段がない場合は、運休が解除されるまで自宅で待機し、運行再開後、速やかに登校すること。午前8時を過ぎても運行されない場合は、自宅待機とする。

### 交通機関延着の場合の措置について

常に「5分前行動」を心がけて行動するよう指導しているという観点から「延着証明5分」については原則として認めない。（遅刻扱いとする）

延着があった場合でも、できる限り始業時間に間に合うよう、最大限の努力をすること。

特別な理由により、延着がやむを得ぬ場合、遅刻として扱わないこともある。